第31回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ における指定研修にかかる委員の主なご意見

【指定研修のあり方について】

- 単位制とすることでeラーニング等の実施もしやすくなり、期間によらず必要な教育が実施できることとなり、看護師が研修を受けやすくなるのではないか。
- eラーニングによる講義を単位認定するための要件(双方向性の教育を含む等)を留意すべきではないか。
- 個別の特定行為について院内研修を受講後に具体的指示の下で一定の経験をした看護師が、指定研修を受講する場合に、指定研修においてその実績を評価できるようなシステムは考えられないか。

【指定研修の範囲に応じた領域と指定研修の教育内容について】

- 教育のあり方や医療現場の状況等を考慮すれば、指定研修の内容は、一定の行為群や領域ごとに区分してはどうか。
- 「特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能」については、相当程度学ぶことが必要ではないか。
- ●「特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能」という医学的思考のコアを基盤として学んだ後に、個別の特定行為の教育内容を学ぶべきではないか。

【指定研修等の実施方法について】

- 看護師の勤務する施設での実習等を可能とすることにより、勤務する医療機関を長期間離れずに指定研修を受講でき、 地方等の医療機関や看護師本人にとって受講の機会を増やすことにつながるのではないか。
- 実習施設を勤務医療機関とすることを可能とした場合、1つの医療機関が複数の指定研修機関の実習施設となることが 想定されるので、指定基準のあり方等については今後検討が必要ではないか。

【指定研修にかかる修了認定及び修了登録までの流れについて】

● 技術にかかる評価について、到達度の評価をどの程度まで行うのかという点については、引き続き検討が必要ではないか。

【具体的指示で特定行為を実施する場合の院内研修等について】

■ 試行事業の養成課程修了者の業務実施状況から考えても、課程修了時に実際に行為が行えるようになるのは不可能であり、特に侵襲性の高い行為については、指定研修修了者も実際に活動する医療機関において院内研修を受講すべきではないか。

指定研修について(案)

【検討経過】

- 特定行為を包括的指示により実施するために必要な能力を習得するための教育内容等について、「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ」において試行事業の実施状況等を踏まえ検討を行い、関係学会等から意見募集を行った。
- 一方、特定行為の考え方について、「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキング グループ」において整理されたところであり、この考え方に基づき教育内容等についてさら に検討を行ってはどうか。

【今回検討する項目】

0	特定行為を包括的指示で実施するための指定研修のあり方 ······P. 2
0	指定研修における教育内容とその到達目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
0	指定研修機関等の研修実施方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 6
0	指定研修にかかる修了認定及び修了登録までの流れ ······P. 7
0	その他
	・具体的指示で特定行為を実施する場合の院内研修等 ・・・・・・・・・・・P. 8

※指定研修を行うために必要な上記以外の項目については引き続き検討する。

指定研修のあり方について

● 特定行為の考え方に基づいた場合、指定研修はどのような能力の習得を目指すものとするか。

<特定行為の考え方>(第30回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示資料より)

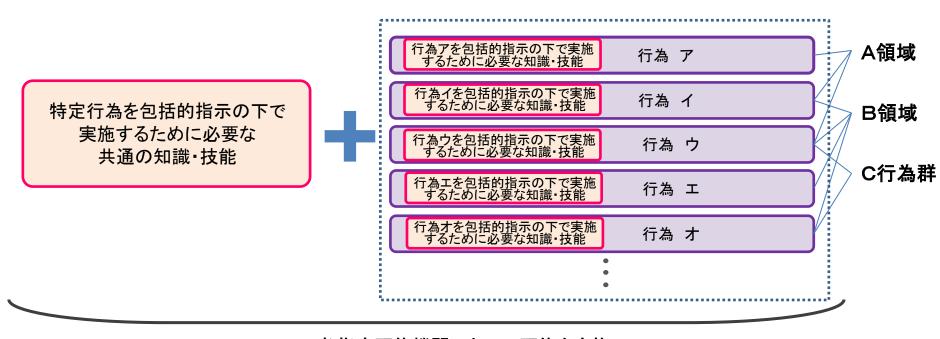
- 行為そのものに「技術的な難易度又は判断の難易度」があることに加えて、
- 予め対象となる病態の変化に応じた行為の内容が明確に示された、特定行為に係るプロトコールに基づき、看護師が病態の確認を行った上で実施することがある行為
- 指定研修は、医療現場の状況に応じた領域ごとに特定行為の範囲を明確にし、その特定行為の範囲に対応した研修内容としてはどうか。

その際、

- ① 各指定研修機関における領域ごとの特定行為にかかる知識・技術等を、全研修受講者 が全て習得することを目指すこととするか。
- ② 領域における全ての行為ではなく、各研修受講者が習得したい一定の行為群または個別の行為にかかる知識・技術等を選択して習得を目指すこととするか。
- 指定研修を特定行為の範囲に応じた研修とした場合、指定研修は習得すべき内容と単位数に より規定することとしてはどうか。
 - ※ 研修に必要な期間は、指定研修機関の自由裁量により設定することができる。

特定行為の範囲に応じた領域と指定研修における教育内容について(イメージ)

● 指定研修機関においては、特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能を教授するとともに、特定行為を教授することとしてはどうか。



各指定研修機関において研修を実施

※ その他特定行為ではないが各指定研修機関において専門的な教育が必要と考える内容等について、各指定研 修機関の自由裁量により追加することは差し支えない。

指定研修における教育内容とその到達目標について(イメージ)

- ●特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能の枠組みは「基盤となる理論等」「基礎となる知識」「技術・能力」「総合的知識・統合力」「臨床実習」で示すこととしてはどうか。
- 特定行為を教授する際の修了のための到達目標及び評価方法についてはどのように考えるか。

特定行為を包括的指示の下で 実施するために必要な共通の 知識・技能



行為アを包括的指示の下で実施 するために必要な知識・技能

行為ア

行為イを包括的指示の下で実施 するために必要な知識・技能

行為イ

•

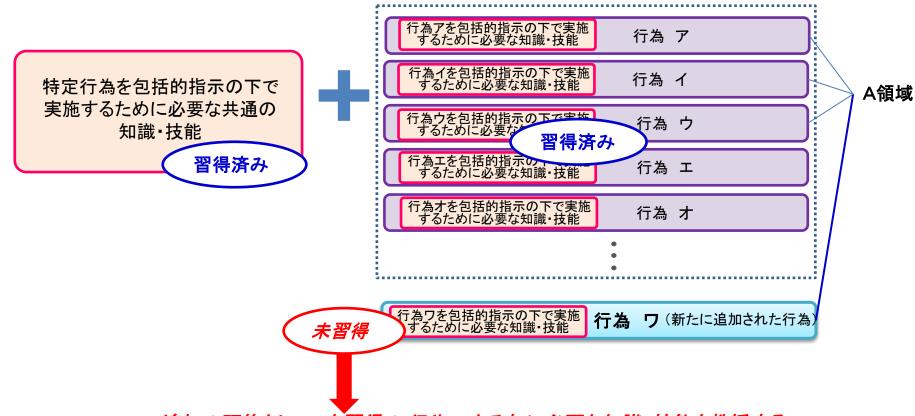
到達目標	(※単位数を規定)

	到達目標 (※単位数を規定)	教育内容
理な整論ると	○ 患者の社会的背景や心理的状況を把握・評価するために必要な知識及び応用方法を理解する。 ○ 疾病管理に必要な知識及び応用方法を理解する。 ○ 高い臨床実践に伴って生じ得る倫理的諸問題の対処方法を理解する。	看護実践論、病態理論及 び看護・医療倫理を含む 内容
知な礎識ると	○ 高い臨床実践において、患者の訴える症状や身体所見等から正確な症状の評価や臨床推論を実践し、正確かつ適切な一次的鑑別診断にかかる知識を習得する。○ 診断に基づく薬物療法の基本を理解し、高い臨床実践において個々の患者の状態に合わせて包括的指示を受けて、薬剤を適切に使用するための知識を習得する。	解剖生理学、病態生理学、 診察・診断・治療学、栄養 学及び臨床薬理学を含む 内容
能,技力,術	○ 患者の身体的状態を正確に把握・評価できる。○ 臨床推論を行い、包括的指示を受けて疾病の検査・治療を適切に行い、また、薬物療法を安全かつ効果的に実施できる。○ 患者の急激な病態変化に対して適切に対応できる。	フィジカルアセスメント及 び診察・診断・治療技術 論を含む内容
統 合 治 治 治 治 治 治 治 治 治 治 的 治 治 的 治 的 治 的 治	○ 疾病管理を行う上で、多職種によるチーム医療の中で十分に能力を発揮できる。 ○ 高い臨床実践に必要とされる医療安全について理解し、率先して実践できる。	医療管理学、保健医療福祉システム論及び医療安全学を含む内容
実臨習床	○ 疾病の治療と療養生活の質の向上の双方の視点をもち、疾病管理を実践できるよう、高い臨床実践 能力に統合する。	臨床実習

特定行為が追加された場合の指定研修のあり方について(イメージ)

● 特定行為が新たに追加された場合、特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能については習得済みとなっていることから、追加の研修は、新たに追加された特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な知識・技能を教授することとしてはどうか。

く行為ワが、A領域に新たに特定行為として追加された場合>



追加の研修として、未習得の行為ワとそれに必要な知識・技能を教授する。

指定研修機関等の研修実施方法について(イメージ)

- 指定研修機関等の研修の実施は、以下のような場合が考えられるのではないか。
 - 指定研修機関において全て研修を実施する場合
 - 指定研修機関外で実習を実施する場合
 - ※ 各実習施設における指導は指定研修機関の策定した基準に基づいて実施し、評価は指定研修機関の 責任において実施することとする。
 - ※ 最終的な研修修了にかかる評価は、指定研修機関が主体となり考査することとする。

<指定研修機関において全て研修を実施する場合>

指定研修機関

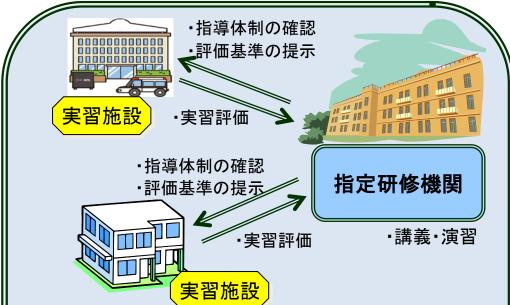
実習施設

一講義∙演習

実習

※ 講義・演習にかかる教育内容は、 eラーニング等の活用も可能。

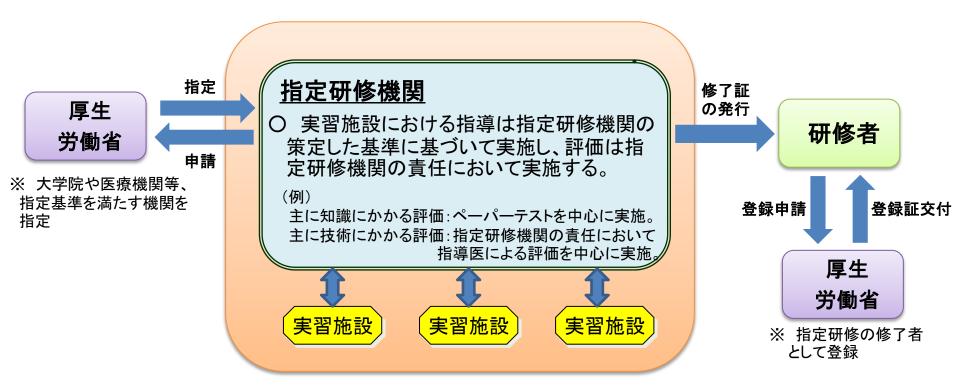
<指定研修機関外で実習を実施する場合>



- ※ 講義・演習にかかる教育内容は、eラーニング等の活用も可能。
- ※ 実習にかかる教育内容は、受講生の所属施設等で実施も可能。
- ※ 実習施設としては、病院・診療所・介護老人保健施設・訪問看護 ステーション等が考えられる。
- ステーション等が考えられる。 ※ 訪問看護ステーションの場合は、診療所の医師が指導医と なる等により指導体制を確保する。

指定研修にかかる修了認定及び修了登録までの流れについて(イメージ)

● 指定研修にかかる修了認定及び修了登録の要件として、指定研修機関において考査等の客観的評価を行うこととしてはどうか。



※ 特定行為が追加された場合は、指定研修機関が実習施設と認めている施設等において必要な研修を実施し、指定研修機関より追加研修の修了証を得て、登録内容に追記することとする。

具体的指示で特定行為を実施する場合の院内研修等について

● 具体的指示で特定行為を実施する場合の看護師一般に対する院内研修等については、 指定研修における教育内容及び到達目標等に準じて実施することとし、看護師一般が具体 的指示で実施するために必要な程度の知識・技術について、一定のガイドライン等を策定 してはどうか。